

- 年度（8月～翌年7月）を跨ぐ場合は、年度ごとに分けて申請してください。
 - この申請書における配偶者には、内縁関係の方及び別世帯の方を含みます。
 - 遺族年金には「寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金」を含みます。
 - 支払った金額が、食費・居住費又は滞在費の基準費用額を超えている場合には、支給の対象になりません。
- ※ 施設等から基準費用額を超えて支払った部分の返還を受けられた場合は手続きができますが、お手元にある領収書の他に返還金受領書等を添付するか、又は新しい領収書等の交付を受けて添付してください。

「預貯金等に関する申告」について

- 預貯金、有価証券等の金額の合計が基準額を超える場合は、対象外となります。
基準額は、第2段階が650万円、第3段階①が550万円、第3段階②が500万円です。配偶者がいる場合、各段階の預貯金等基準額は1,000万円上乗せした額となります。
 - 預貯金額・有価証券（評価概算額）・その他（現金・負債を含む。）については、それぞれの種類ごとに合計額を御記入ください。書ききれない場合は、別紙に記入のうえ添付してください。
- ※ 預金通帳等を複数所有している場合は、合計金額の記入とすべての金額を確認できる書類の写しが必要となります。

< 添付書類 >

- 介護保険施設等に支払った食費・居住費又は滞在費の領収書（原本）
- 預貯金等に関するもの ※配偶者分も必要です。
 - 預貯金（普通・定期等）：通帳の写し
 - 有価証券（株式・国債・地方債・社債など）：証券会社や銀行の口座残高の写し
 - 金・銀など購入先の口座残高で時価評価額が容易に把握できる貴金属：購入先の銀行等の口座残高の写し
 - 投資信託：銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
 - 負債（借入金・住宅ローンなど）：借用証書の写し等

- ※ 通帳等の写しは申請する各月の分、すべてが必要です。
- ※ 通帳等の写しについては、次の部分の写し又は銀行等が発行する「残高証明書」を添付してください。
- ① 銀行等名称・口座名義の分かるページ
 - ② 申告する月の残高が分かるページ

虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

◎ 旭川市記入欄

利用者負担段階	第1段階 ・ 第2段階 ・ 第3段階① ・ 第3段階② ・ 非該当						
認定事由	1 第1段階該当 (1) 生活保護受給者 (2) 市民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金受給者 2 第2段階該当 3 第3段階①該当 4 第3段階②該当 5 その他 ()						
合計所得金額	円	課税年金収入額	円	非課税年金収入額	円	合計額 円	
配偶者の有無	有 ・ 無		配偶者の課税状況		課税 ・ 非課税		
預貯金等の額	1 第1段階(2)	1,000万円・2,000万円		以下 ・ 超			
認定事由	2 第2段階	650万円・1,650万円					
	3 第3段階①	550万円・1,550万円					
	4 第3段階②	500万円・1,500万円					
	5 第2号被保険者	1,000万円・2,000万円					
非該当理由	1 市民税世帯課税者 2 配偶者課税 3 預貯金等超過 4 その他 ()						
支給額の積算	基準費用額			負担額 (A)	負担限度額 (B)	日数 (C)	支給額 (A-B) × C
	食費	1,445円		円	円	日	円
	ユ 個	2,006円		円	円	日	円
	ユ 準個	1,668円		円	円	日	円
	従個(特)	1,171円		円	円	日	円
	従個(老)	1,668円		円	円	日	円
	多床(特)	855円		円	円	日	円
多床(老)	377円		円	円	日	円	
支給額合計							円
決定区分	支給 ・ 不支給		支給決定日	年 月 日	支払日	年 月 日	
不支給理由							
備考							